

## 議案第6号

西海市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和8年2月27日 提出

西海市長 瀬川 光之

## 西海市条例第 号

西海市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

西海市職員等の旅費に関する条例（平成17年西海市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 9 第1項及び第3項から第7項までに規定する場合において、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）を締結したもの（以下「旅行役務提供者」という。）に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第5条中「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費」に改める。

第6条第1項中「鉄道賃は、鉄道」の次に「（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、「及び座席指定料金」を「、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらに付随する費用」に改め、同項に次の2号を加える。

（4） 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金のほか、現に支払った寝台料金

（5） 前各号に付随する費用

第6条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第6条第3項を削る。

第7条第1項中「及び特別船室料金並びに座席指定料金」を「、特別船室料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用」に改め、同項に次の1号を加える。

（6） 前各号に付随する費用

第7条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第8条中「現に支払った旅客運賃」を「次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に規定する運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第9条を次のように改める。

(その他の交通費)

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 次項及び第4項に掲げる費用

- 2 自家用自動車を使用し旅行をする場合の費用は、当該自家用自動車を使用して移動する距離に応じ支給するものとし、その額は、1キロメートル当たり37円とする。

- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- 4 やむを得ず有料道路を使用しなければならない場合は、有料道路使用の

実費額を支給することができる。

第10条を削る。

第11条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第1項を次のように改める。

宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第11条第2項中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（包括宿泊費）

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までに規定する費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の範囲内の実費額の合計額とする。

第12条を次のように改める。

（宿泊手当）

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は第10条に規定する宿泊費について、次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

（1）朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合  
前項で定める定額の3分の2の額

（2）朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

（3）第6条から第9条までの規定及び第14条並びに第15条の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給し

ない。

第13条を次のように改める。

(転居費)

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、転居の実態を勘案して市長が別に定める方法により算出される額とする。

第14条の見出し中「着後手当」を「着後滞在費」に改め、同条第1項中「着後手当」を「着後滞在費」に、「住所又は居所の移転について定額により支給するもの」を「転居に必要な滞在に係る費用」に改め、「別表第1に掲げる日当の額の5日分及び新居住地の存する地域の区分に応じた宿泊料の額の」を削り、「に相当する額による」を「を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする」に改め、同条第2項を削る。

第15条の見出し中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条第1項中「扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い支給するものとし、」を「家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、」に、「による」を「とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

第15条第2項を次のように改める。

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第16条第1項中「日当、移転料」を「転居費」に、「着後手当」を「着後滞在費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条第2項中「移転料及び扶養親族移転料」を「転居費及び家族移転費」に改める。

第17条中「職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）第3章の規定に準じて支給するものとし、別表第3に掲げる職の区分に対応する長崎県職員（以下「県職員」という。）の旅費の額を支給する。」を「前条までの規定にかかわらず、国家公務員の例により支給するものとする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定に基づき宿泊費基準額（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条に規定する「宿泊費基準額」をいう。）を適用する場合においては、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の指定職職員等に適用する額とする。

第19条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第22条中「宿泊料」を「宿泊費」に改める。

第26条を第27条とする。

第25条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「より」の次に「又は旅行の性質上」を加え、同条を第26条とする。

第24条第1項中「しようとする者」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は市長が別に定める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条第1項各号に掲げる各費

用について、当該各条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第1項並びに第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
	市長、副市長、教育長及び一般職
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円

千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円
新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円

鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円
宮崎県	17,000円
鹿児島県	17,000円
沖縄県	15,000円

別表第2及び別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年西海市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「車賃」を「その他の交通費」に、同条第5項中「、宿泊費として1夜につき7,200円を支給する。」を「、旅費条例第10条及び第12条の規定に基づき支給する。」に改める。

新旧対照表

西海市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市職員等の旅費に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第48号</p> <p>第1条 (略) (旅費の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 第1項及び第3項から第7項までに規定する場合において、旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）を締結したもの（以下「旅行役務提供者」という。）に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p>	<p>西海市職員等の旅費に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第48号</p> <p>第1条 (略) (旅費の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

新	旧
<p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費</u>とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第6条 鉄道賃は、<u>鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。)</u>旅行について路程に応じ支給するものとし、その額は次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、<u>急行料金、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらに付随する費用</u>による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級(市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。</u></p>	<p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とする。</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第6条 鉄道賃は、<u>鉄道旅行について路程に応じ支給するものとし、その額は次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)</u>、<u>急行料金及び座席指定料金</u>による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。</u></p>

新	旧
<p>(船賃)</p> <p>第7条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、<u>寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用</u>による。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>前各号に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第8条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、<u>次の各号に規定する旅客運賃及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用</u>による。</p>	<p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p>3 <u>第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車及び普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第7条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、<u>寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金</u>による。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 <u>前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第8条 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、<u>現に支払った旅客運賃</u>による。</p>

新	旧
<p>(1) <u>搭乗に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金を徴する場合には、前号に規定する運賃のほか、座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級（市長、副市長及び教育長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</u></p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第9条 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その</u></p>	<p>(車賃)</p> <p>第9条 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p>

新	旧
<p><u>他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>(5) <u>次項及び第4項に掲げる費用</u></p> <p>2 <u>自家用自動車を使用し旅行をする場合の費用は、当該自家用自動車を使用して移動する距離に応じ支給するものとし、その額は、1キロメートル当たり37円とする。</u></p> <p>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 やむを得ず有料道路を使用しなければならない場合は、有料道路使用の実費額を支給することができる。</p> <p>(宿泊費)</p>	<p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。</u></p> <p>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>4 やむを得ず有料道路を使用しなければならない場合は、有料道路使用の実費額を支給することができる。</p> <p><u>(日当)</u></p> <p><u>第10条 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給するものとし、その額は別表第1による。</u></p> <p>2 <u>陸路30キロメートル未満又は職員が公用車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車で市が所有し、又は借り上げて運行の用に供するものをいう。以下同じ。）を所属長の承認を得てその職務の遂行のために使用して旅行する場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。</u></p> <p>(宿泊料)</p>

新	旧
<p><u>第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>2 <u>宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸をした場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>（包括宿泊費）</u></p> <p><u>第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までに規定する費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の範囲内の実費額の合計額とする。</u></p> <p><u>（宿泊手当）</u></p> <p><u>第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円とする。</u></p> <p>2 <u>宿泊手当の額は第10条に規定する宿泊費について、次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合</u> 前項で定める定額の3分の2の額</p>	<p><u>第11条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給するものとし、その額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p> <p>2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸をした場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>（食卓料）</u></p> <p><u>第12条 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給し、その額は別表第1による。</u></p> <p>2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>

新	旧
<p>(2) <u>朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額</u></p> <p>(3) <u>第6条から第9条までの規定及び第14条並びに第15条の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額</u></p> <p>3 <u>旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u></p> <p><u>（転居費）</u></p> <p>第13条 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、転居の実態を勘案して市長が別に定める方法により算出される額とする。</u></p>	<p><u>（移転料）</u></p> <p>第13条 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給するものとし、その額は、次に規定する額による。</u></p> <p>(1) <u>赴任の際扶養親族（主として職員の収入によって生計を維持している配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。以下同じ。）を移転する場合には、旧居住地から本市までの路程に応じた別表第2の定額による額</u></p> <p>(2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p>

新	旧
<p>(着後滞在費)</p> <p>第14条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p>(家族移転費)</p> <p>第15条 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に規定する額とする。</u></p> <p>(1) <u>赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額の合計額に相当する額</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居</u></p>	<p>(3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額</u></p> <p>(着後手当)</p> <p>第14条 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給するものとし、その額は、別表第1に掲げる日当の額の5日分及び新居住地の存する地域の区分に応じた宿泊料の額の5夜分に相当する額による。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、県内にあつては2分の1に相当する額とする。</u></p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第15条 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い支給するものとし、その額は、次に規定する額による。</u></p> <p>(1) <u>12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p>(2) <u>6歳以上12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u></p>

新	旧
<p><u>住地) に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u></p> <p>2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(管内旅行の旅費)</p> <p>第16条 職員が、西海市の区域内（以下「管内」という。）において旅行する場合の旅費は、第5条の規定にかかわらず、<u>転居費、着後滞在費及び家族移転費を除くものとする。</u></p> <p>2 管内における旅行のうち、江島若しくは平島へ又は江島若しくは平島から旅行する場合の旅費は、前項の規定にかかわらず、<u>転居費及び家族移転費を支給する。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第17条 職員が外国に出張した場合における旅費は、<u>前条までの規定にかかわらず、国家公務員の例により支給するものとする。</u></p>	<p>(3) <u>6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(管内旅行の旅費)</p> <p>第16条 職員が、西海市の区域内（以下「管内」という。）において旅行する場合の旅費は、第5条の規定にかかわらず、<u>日当、移転料、着後手当及び扶養親族移転料を除くものとする。</u></p> <p>2 管内における旅行のうち、江島若しくは平島へ又は江島若しくは平島から旅行する場合の旅費は、前項の規定にかかわらず、<u>移転料及び扶養親族移転料を支給する。</u></p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第17条 職員が外国に出張した場合における旅費は、<u>職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）第3章の規定に準じて支給するものとし、別表第3に掲げる職の区分に対応する長崎県職員（以下「県職員」という。）の旅費の額を支給する。</u></p>

新	旧
<p><u>2 前項の規定に基づき宿泊費基準額（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第9条に規定する「宿泊費基準額」をいう。）を適用する場合においては、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の指定職職員等に適用する額とする。</u></p> <p>第18条（略） （遺族の旅費）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第2条第4項第3号の規定により支給する旅費は、第15条の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、国内における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、<u>その他の交通費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>第20条及び第21条（略） （随行者の旅費）</p> <p>第22条 職員が公務の必要上特に命ぜられて上級の職員と旅行し同宿しなければならない場合には、当該上級職員が受ける鉄道賃及び<u>宿泊費</u>に相当する額を支給する。 <u>（旅費の支給額の上限）</u></p> <p>第23条 <u>鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第6条第1</u></p>	<p>第18条（略） （遺族の旅費）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第2条第4項第3号の規定により支給する旅費は、第15条の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、国内における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、<u>車賃及び食卓料</u>とする。</p> <p>第20条及び第21条（略） （随行者の旅費）</p> <p>第22条 職員が公務の必要上特に命ぜられて上級の職員と旅行し同宿しなければならない場合には、当該上級職員が受ける鉄道賃及び<u>宿泊料</u>に相当する額を支給する。</p>

新	旧
<p><u>項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第1項並びに第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>（研修等の旅費）</p> <p><u>第24条</u> （略）</p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p><u>第25条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、</u>所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の</p>	<p>（研修等の旅費）</p> <p><u>第23条</u> （略）</p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p><u>第24条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p>

新	旧																	
<p>支給を受けることができない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は市長が別に定める。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第26条</u> 旅行命令権者は、旅行者が<u>市以外の者から旅費の支給を受ける</u>場合、その他当該旅行における特別の事情により<u>又は旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給することが著しく均衡を欠くと認められるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実施規定)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第25条</u> 旅行命令権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合</u>、その他当該旅行における特別の事情によりこの条例の規定による旅費を支給することが著しく均衡を欠くと認められるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実施規定)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>別表第1 (第9条—第12条、第14条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1151 1066 2107 1390"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃 (1キロメートル当)</th> <th rowspan="2">日当 (1日につき)</th> <th colspan="3">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>管内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	車賃 (1キロメートル当)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)	甲地方	乙地方	管内							
区分	車賃 (1キロメートル当)				日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)									
		甲地方	乙地方	管内														

新		旧						
		たり)						
		市長	37円	2,600円	15,800円	12,000円	7,200円	1,100円
		副市長、教育長	37円	2,400円	14,400円	11,000円	6,600円	1,100円
		一般職	37円	2,200円	13,800円	10,800円	6,500円	1,100円
別表（第10条関係）		備考 宿泊料の欄中、甲地方とは東京都、北海道及び政令指定都市をいい、乙地方とはその他の地方をいう。						
区分	宿泊費基準額（1夜につき）							
	市長、副市長、教育長及び一般職							
北海道	18,000円							
青森県	15,000円							

新		旧
岩手県	13,000円	
宮城県	14,000円	
秋田県	15,000円	
山形県	14,000円	
福島県	11,000円	
茨城県	15,000円	
栃木県	14,000円	
群馬県	14,000円	
埼玉県	27,000円	
千葉県	24,000円	
東京都	27,000円	
神奈川県	22,000円	
新潟県	22,000円	

新		旧
富山県	15,000円	
石川県	13,000円	
福井県	14,000円	
山梨県	17,000円	
長野県	15,000円	
岐阜県	18,000円	
静岡県	13,000円	
愛知県	15,000円	
三重県	13,000円	
滋賀県	15,000円	
京都府	27,000円	
大阪府	18,000円	
兵庫県	17,000円	

新		旧
奈良県	15,000円	
和歌山県	15,000円	
鳥取県	11,000円	
島根県	13,000円	
岡山県	14,000円	
広島県	18,000円	
山口県	11,000円	
徳島県	14,000円	
香川県	21,000円	
愛媛県	14,000円	
高知県	15,000円	
福岡県	25,000円	
佐賀県	15,000円	

新		旧					
長崎県	15,000円						
熊本県	20,000円						
大分県	15,000円						
宮崎県	17,000円						
鹿児島県	17,000円						
沖縄県	15,000円						
		別表第2 (第13条関係)					
区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50キ ロメート ル以上 100キロ メートル 未満	鉄道100 キロメー トル以上 300キロ メートル 未満	鉄道300 キロメー トル以上 500キロ メートル 未満	鉄道500 キロメ ートル 以上		
市長、副市 長、教育長	79,000 円	91,000円	112,000 円	139,000 円	185,000 円		

新	旧					
	及び医療職 給料表 (一)の適 用を受ける 者					
	その他の職 にある者	69,000 円	80,000円	98,000円	121,000 円	161,000 円
備考 路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸路1 キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。						
別表第3 (第17条関係)						
外国旅行の際における県職員との対応表						
(1) 日当、宿泊料及び食卓料						
本市職員の職の区分			県職員の職の区分			
市長 副市長及び教育長			県職員の7級以上の職にある者			
6級以下3級以上の職にある者			県職員の6級以下3級以上の職に			

新	旧	
		ある者
	2級以下の職にある者	県職員の2級以下の職にある者
	(2) 支度料及び死亡手当	
	本市職員の職の区分	県職員の職の区分
	市長	県職員の7級以上の職にある者
	副市長及び教育長	県職員の6級の職務にある者
5級以上の職にある者で管理職手当の支給を受ける者	県職員の5級又は4級の職務にある者	
その他の職にある者	県職員の3級以下の職にある者	

(附則第3項) 西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新	旧
<p>西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第38号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>西海市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>平成17年4月1日 西海市条例第38号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>

新	旧
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 議員が招集に応じ、本会議、委員会又は協議等の場（西海市議会会議規則（平成17年西海市議会規則第1号）第164条第1項の規定により設けられた協議等の場をいう。）（以下「本会議等」という。）に出席したときは、議員の住居から本会議等の場所までの通常の経路による距離に応じ旅費条例第9条（同条第4項を除く。）の規定により算出した<u>その他の交通費</u>に、現に支払った船賃の額を加えた額を費用弁償として支給する。ただし、陸路の通算した路程が片道2キロメートル未満となる場合は、<u>その他の交通費</u>に係る費用弁償を支給しない。</p> <p>5 江島、平島又は松島に住居がある議員が、本会議等に出席するために宿泊する必要がある場合は、<u>旅費条例第10条及び第12条の規定に基づき支給する。</u></p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 議員が招集に応じ、本会議、委員会又は協議等の場（西海市議会会議規則（平成17年西海市議会規則第1号）第164条第1項の規定により設けられた協議等の場をいう。）（以下「本会議等」という。）に出席したときは、議員の住居から本会議等の場所までの通常の経路による距離に応じ旅費条例第9条（同条第4項を除く。）の規定により算出した<u>車賃</u>に、現に支払った船賃の額を加えた額を費用弁償として支給する。ただし、陸路の通算した路程が片道2キロメートル未満となる場合は、<u>車賃</u>に係る費用弁償を支給しない。</p> <p>5 江島、平島又は松島に住居がある議員が、本会議等に出席するために宿泊する必要がある場合は、<u>宿泊費として1夜につき7,200円を支給する。</u></p> <p>第6条～第8条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 (略)